

事務局規程

[目的]

第1条 経理規程に定めるもののほか、事務局に関する事項はこの規程の定めるところによる。

[構成]

第2条 事務局は専務理事統括のもと、管理職職員及び若干名の職員を置き、本会の諸事業及びその他会計事務、庶務一般等の必要な運営業務を行う。

[管理]

第3条 職員は、就業規則に定められた職場規律を保ち、本会の業務の遂行に努めなければならない。

第4条 文書及び公印の取扱いについては、文書取扱規則、公印取扱規程による。

[人事・労務]

第5条 職員の採用、配置、身分、給与及びその他、人事・労務に関する事項は正副会長会議において定める。

[規程外の措置]

第6条 この規程以外の事務局に関する事項については、定款・規約等によるほか、正副会長会議において定めるところによる。

[附 則]

1. この規程の改廃は、理事会において行う。
2. この規程は、平成17年6月17日から施行する。
3. この規程は、平成17年7月13日一部改定実施する。（第1条）
4. この規程は、平成24年9月19日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日（平成26年5月1日）から実施する。